

広島市佐伯区告示第3号
令和8年9月30日

自動車の臨時運行許可に関する取扱規則（昭和27年6月30日規則第51号）第2条第5項の規定に基づき、次の番号の自動車臨時運行許可番号標が失効したことを告示します。

広島市佐伯区長 梶谷 直毅

自動車臨時運行許可番号標番号

広島21-87